

戦前の養老院における記録と入所者情報に関する考察 ～事例分析による入所の背景と生活困窮の要因～

鳥羽 美香*

Key Words : 養老院, 記録, 入所者情報, アセスメント

はじめに

筆者が所属する高齢者施設処遇史研究会⁽¹⁾において、社会福祉法人浴風会浴風園の入所者資料収集とその分析作業を通して養老院に関する一連の研究を行ってきた。

歴史的に振り返ると1895（明治28）年に日本で最初の養老院として聖ヒルダ養老院が設立されて以降、明治、大正、昭和戦前期、戦中および戦後の流れの中で、養老院は変遷していき、現在の養護老人ホームに続いている。しかしこれまでの養老事業研究は、主に「個別の施設の形成史との関連で進められてきており、養老事業研究も制度史が中心であった」⁽²⁾といえる。また、第二次世界大戦をはさみ、多くの施設における日誌、公文書などが焼失、散逸している状況にある。

前述の研究会においては、1963（昭和38）年の老人福祉法制定以前に設立され、現在まで運営を継続しており、何らかの歴史的な資料が残されている全国19か所の高齢者施設における資料の調査を行っているが、浴風園はその一つに位置づけられる。浴風園の特徴としては、開設時からの個人記録が保存されている点である。個人記録を通して養老院における高齢者の生活実態と処遇の状況を調べるのが可能な点で、非常に希少価値があり、さらに記録史として分析する意義があるといえる。

当時の養老院は、生活が困窮し居宅での生活が困難と判断された高齢者が入所していた。また、1932（昭和7）年に施行された救護法による入所も始まり、方面委員による紹介の入所も増えてきていた。これらの社会的な背景や養老事業の意義に関して、浴風園に保存された記録により、入所者の生活歴に関連した生活困窮の状況などの具体的な情報をもとに検討すること

*人間学部人間福祉学科

が可能である。

以上を踏まえ、本稿では研究活動において収集された、浴風園における昭和初期の入所者29事例の記録の分析を行う。特に昭和戦前期、入所者が入所する際に行われていた詳細な生育歴、職歴、家族関係、疾病等本人の生活史の聞き取りの記録、入所者情報を吟味し、それらを通して入所者の入所の背景、生活困窮の要因と当時の養老院における記録の役割について考察する。

なお、財団法人（現・社会福祉法人）浴風会浴風園は関東大震災の被災者救済の為、皇族からの恩賜金と一般義捐金をもとに1925（大正14）年1月に創設された。建物の建築の関係で、当初他の養老院に受け入れを委託し、実際に浴風園で受け入れが開始されたのは1927（昭和2）年2月からであった⁽³⁾。なお、本研究は社会福祉法人浴風会に了解並びに協力を得て実施している。

1. 浴風園の入所者記録の特徴

浴風園における入所者の記録は本人ノ来歴（入園者概況）、入所者身分帳（救護法施行以前は収容者台帳と呼んでいた）と要救護者調書、保護経過、その他関係機関との文書等事務関係書類や親族からの手紙等が一つのケースファイルとして保存されている。

（1）本人ノ来歴（入園者概況）

本人ノ来歴（入園者概況）は「入園した後、新入園者寮で過ごす2～3週間の間に、過去の経歴などの詳細な生活史の聞き取りや個別的な観察によって書かれているもの」⁽⁴⁾であり、この新入園者寮での本人の心身状態等の把握は浴風園の処遇の特徴のひとつである。

（2）入園者身分帳の内容

入園者身分帳の内容は、以下の通りである。

氏名、戸主又は続柄、年齢、宗教、入園紹介者、出生地、本籍地、入園前の住所、入園前の住所の居住年月、親族関係、経歴並びに心身状態の概要、経歴及び貧困の事由、身心状態、労務能力、不具廃疾の種類及び程度、入園当時の所持金品、処遇上の注意事項並びに遺言、入園願出日付、入園許可日付、入園日付、親族・縁故者の氏名及び住所、退園又は死亡に関する事項

以上の様に、入園者身分帳は入園者の台帳であり、今日で言うフェースシート的なものである。

（3）要救護者調書に関して

要救護者調書は「入園の可否を検討するため、浴風園保護課職員が本人の入園前の居住地へ出向いて本人および役所職員や方面委員などとともに聞き取りを行った内容が記述されてい

る」⁽⁵⁾というものであり、現在でいう施設入所時のアセスメントシートに該当するのではないだろうか。

要救護者調書の内容については以下の通りである。

氏名、年齢、戸主又は続柄、宗教、出生地、本籍地、震災当時の住所、現住所、現住所へ移転年月日、家族の状況並びに扶養親族関係、身心の状態不具廃疾の程度及び疾病の有無、現在他の団体に収容せられたる者は其の者の希望並びに団体の意向、同上収容者に対する一人当費用（衣服・食費費用）、震災当時の職業及び現在の作業並びに収入、教育程度、収入、趣味、嗜好、震災の為に蒙りし被害の状況程度及び罹災後に於ける生活の経路、生立及び経歴、住居の状況並びに衣類の概況、賞罰、保護依頼者、調査箇所、備考。

これらの記録の中では、入園者身分帳と要救護者調書において、氏名、戸主又は続柄、年齢、宗教、入園紹介者、出生地、本籍地、入園前の住所、入園前の住所の居住年月、親族関係、経歴並びに身心状態の概要、不具廃疾の種類及び程度など内容が重複している。岡本はこれについて、「現在は個人別にひとつのファイルに綴じられているが、当初は別の部署で使用されていたのではないかと考えられる」⁽⁶⁾と推測している。

この要救護者調書の中で、生立及び経歴に関して非常に詳しく聞き取りがなされている。この項目でその入所者の生活史の概要がわかるようになっている。

生立及び経歴は、以下の構成になっている。

- a. 両親の氏名
 - 本人との戸籍関係
 - (両親の) 職業
 - 両親の死亡年齢
 - 同上疾病等
- b. 出生時
 - 幼少年時代の住所
 - 家庭状況
 - 教育等
- c. 職業関係
 - 住居
 - 生活状況の変遷等
- d. 縁事関係
 - 子女の有無
- e. 本人の性行
- f. 特に貧窮の事由と認むべき事項

これらの a～f までの記述内容により、本人が出生時よりどのような生活を送ってきたのか、生活が困窮し、入所に至った理由等が明らかになっている。

さらに同じ要救護者調書の中で、「震災の為に蒙りし被害の状況程度及び罹災後に於ける生活の経路」の項目がある。これは、浴風園が震災被害者救済の目的により創設された為である。しかし年月が経過するにつれ、震災の被災者ではない高齢者の受け入れもしていくことになる。

この「震災の為に・・・」の項目において老年期から震災時に被災し、入所するまでの比較的直近の生活状況が記述されている。

2. 浴風園における昭和初期の29事例

昭和初期における比較的詳細な記録が残されていた29名の事例を概観し、特に前述の要救護者調書の中にある「生立及び経歴」「震災の為に蒙りし被害の状況程度及び罹災後に於ける生活の経路」の記述の分析を通して、入所に至る背景、生活困窮の要因を考察していく。なお、事例に関してはプライバシー保護のため匿名化し、個人が特定出来ないように事例を修正して記述する。

(1) 29事例の概要

性別 男性20名 女性9名

入所時の平均年齢 71.8歳

最高年齢 88歳 最低年齢 50歳

入所時期 昭和3年～昭和16年

(2) 入所の背景

表1にあるように、要救護者調書をもとに入所理由を分析した。入所に到る背景として主に生立及び経歴と震災時の状況を中心にまとめた。背景を大きく分類すると、①関東大震災の影響、②失業、転職など就労上の問題③疾病の影響④家族問題などがあげられた。

①関東大震災の影響

①としては震災により家屋が焼失するなどの事例は29事例中16事例あった。浴風園の設立目的が震災罹災者救済にあったため、被災したかどうかに関する記録項目が置かれている。

例えば、具体的に以下の様な記述がみられる。

「家屋全焼。〇〇公園ニ一週間、菩提寺〇〇寺院ニ半ヶ月、〇〇方ニ半年、〇〇寺バラックニ収容サレシ・・・中略・・・〇〇要救助者収容所ヲ転々・・・後略」（事例2）

「家財及家屋ハ全焼シ・・・中略・・・次男ハ焼死ス。妻〇孫〇ヲ伴ヒテ〇〇町ニ避難シテニ泊野宿セシガ・・・中略・・・妻〇ノ実家ナル〇〇ヲ頼リテ厄介トナリシガ生活困難ニヨリ妻ヲ残シテ単身上京・・・後略・・・」（事例3）

「全焼。罹災直後〇〇公園ニ避難シ次女〇嫁シ先ナル〇〇ノ旅館方ヲ頼リ行キシガ〇扶養意志ナク事毎ニ衝突シテ永住スル事態ハザリシタメ上京シ・・後略」(事例 6)

「全焼。罹災後〇〇ト共ニ〇〇坂上ニ避難シ同年〇月〇日同所施設〇〇収容サレシガ〇年〇月〇日〇〇ニ伴ハレテ罹災地ニ借家移転シ・・後略」(事例 8)

これらの記述にみられるように震災により家屋や家財が消失し、公園に野宿をしたり、遠方で震災の影響のない知人・親戚宅に身を寄せたりして生活を凌いだ様子があった。震災をきっかけに職や家を失い、生活困難になり入所に至る直接、間接的要因となっていた。

例えば事例 17 は、夫婦で同時期に入所となった事例（妻は事例 16）であるが、震災前は八百屋、古物商を営んでいた。震災で全焼後は商売替えをし、屑屋となる。その後妻が半身不随となって就業不能で生活困難となり、姪の嫁ぎ先の世話を受けるが姪も仕送り困難となり入所に至っている。

また、事例 19 は、震災前は水道工事夫をしていたが、震災のため工事が中止となり、解雇されて次男とともに農家の手伝いに転業せざるを得なかったことが記述されている。

さらに、事例 20 も、震災前は荒物屋、下駄屋をしていたが、震災で家屋全焼。妻、母を伴い転居し借家して従兄弟が営む八百屋の帳場で働く。母と従兄弟が死亡したため子使（原文まま）兼事務員をし、その後高齢で辞職して、借家に移転、間貸しをして生活する。その後長女の夫が病気で失業、長女が住み込みで女中をするようになり、長女の夫を引き取り長女から仕送りを受けていたが生活困窮のため妻と保護出願という経過である。

震災により、家屋や仕事を失ったことで、それまでも貧困生活であったが、さらに生活困窮していく中で、身体が動き、働けるうちは様々な仕事で収入を得ていた状況がわかる。そしてさらに主な収入を得ていた人が病死したり、病気になったりして仕送り等が受けられなくなり、どうにもならない状況で、入所に至っている。

②失業、転職など就労上の問題

失業、転職など、就労上の問題としては、疾病や震災などの理由で複数の職を転々としその日の生活を凌ぐという状況で生活していた者は 29 事例中 26 事例であった。

例えば事例 9 は、13 歳より家事手伝い、17 歳時質屋の婿養子となり長男が生まれるが 23 歳で離縁、陸軍関係の仕事をするが 32 歳で単身上京、米相場に失敗し、旅館帳場住み込み、遊郭住み込み、貸座敷業など転々とする。〇〇座座主の内縁の夫となり演芸紹介業に転じたが内妻が病気となり、内妻の養子（鮎屋）に内妻をまかせ、本人は知人のおでん屋に間借り、ほどなく 2 度目の内妻と同居。しかし内妻が病気で盲目となり、以前（旅館帳場時代）に本人の養子とした下駄職の養子宅に同居するも貧困のため生活出来ず、妻を残して単身で各地を貸席業などで転々とするが収入減少、さらに歩合興行で損失を出し、廃業。養子の仕送りと救護法の援助で生活していたが養子が行方不明になり内妻を養老院に入れたがその後病死したため家財を売却、浴風園に入所・・というように、相場の失敗や内縁関係など何度かの

表1. 入所者の概要と入所理由

入所者	性別	入所年齢	入所年月	退所年月	家族状況	入所理由	心身状況	退所理由
1	男性	77	昭和3年10月	昭和17年1月	内妻死亡。子供なし。3人の姉は生死不明。	震災により全焼。足軽頭の高男として生まれるが幼少時父母に死別。親戚の農家の養子となるが17才で家出、上京し大工奉公しその親方の周旋で〇〇家（現在の姓）の養子となる。機械工夫として働くも養父死亡後は親戚方に転居し製紙工場、日雇い人夫、飯炊き、鹿ノ子餅の行商、金チャン豆の行商等をしてきたが老年かつ神経痛で生活困難となる。	下肢疾患	死亡
2	女性	75	昭和4年4月	昭和15年12月	息子（戸籍上は甥）無職。扶養能力無し。	元遊芸師匠。震災後公園や寺、知人方、木賃宿など転々、手伝婦をして生活するも老衰の為働けず生活困窮する。	健康。難聴。	死亡
3	男性	74	昭和5年7月	昭和9年9月	孫一人。妻、長男、次男死亡。	元専職。震災で家財・家屋全焼する。妻と孫を伴って野宿、その後妻の実家や知人宅、バラック、木賃宿など転々。駄菓子商なども行うが続かず生活困窮する。		死亡
4	男性	75	昭和6年3月	昭和15年9月	二回結婚（内縁関係）するも一回目は死別、二回目は離別、子供も幼少時死亡。	〇〇藩御用商人の家に生まれ、相当な生活をしてきたが幼少時父が死亡、母が手伝婦となり辛うじて生活する。14歳で〇〇家（現在の姓）の養子となる。その後16才時母死亡。船頭、菓子製造販売、餅菓子製造販売などをするが生活難となり、羅宇屋として知人同業者宅を転々とする。不況のあおりで収入減、さらに老衰の為生活困窮する。	老衰、老年性精神病	精神科病院へ送致
5	男性	72	昭和7年8月	昭和9年9月	内縁の妻と離縁後独身、子ども死亡。	元刺繍職人、荒物商などをしてきた。	高血圧	死亡
6	男性	73	昭和8年2月	昭和9年9月	計5回結婚（内縁関係）するも、四回離縁（うち同じ妻と2回離縁する）、一回は死別。亡妻との間に長男、次女がいるが音信不通。	刀剣商に住込奉公、餅菓子店住込奉公、粟餅行商がうまくいかず甘酒行商を営む。震災で全焼、バラックを建て再度粟餅行商、甘酒行商、納豆行商等で生計を立てるも老衰の為生活困難となる。	老衰	退所
7	男性	80	昭和8年8月	昭和9年5月	養子がいるが定職なく、素行収まらず、扶養能力無し。	震災による被害無し。農業をしていたが妻死亡、養子（長女婿）が賭博などで働かず、本人は老衰の為生活困難となり、小作地を失い八百屋や農事手伝いなどでしのぐが長女病死し、本人は右足が不自由となり、昭和7年11月より居宅救護を受けていた。しかし養子が本人に食事も与えず邪魔者扱いするなど問題があり入所となった。	リウマチ	死亡
8	女性	74	昭和8年11月	昭和9年9月	夫無し。長男死亡、次男失業の為扶養能力無し。	震災により家屋全焼。罹災後長男世帯と生活するも長男は病死、長男嫁を離縁し、孫と本人次男宅で同居。次男も花屋などをするが失業し、孫は芸妓になるが生活は楽にならず、家賃も滞納。本人は老衰のため失禁する状態にて入所となる。	老衰	死亡
9	男性	82	昭和8年11月	昭和12年10月	妻死亡、養子は行方不明	帳場住込、遊郭住込、貸座敷業、演習紹介業など転々とする。内縁の妻が病氣となり養子宅に同居するも貧困のため生活できず、妻を残して単身で各地を貸席業などで転々としたが収入が減り、救護法の救助で生活していた。その後養子が行方不明となり、妻病死、家財を売却する。	糖尿病、老年性精神病	精神科病院へ送致
10	男性	71	昭和9年1月	昭和9年9月	妻死亡。長男（戸籍上養子）死亡。	元鋳職人。震災により家屋全焼。通勤で鋳職人をしてきたが、内縁の妻と長男が病死。その上、不況で給料は3分の1に減り、辞職し知人宅で鋳職に従事していたが胃腸病で廃業。そのまま知人宅で厄介になるが知人も生活困窮しており、これ以上同居するに忍びず、困窮していた状態であった。	胃腸病・老衰	死亡
11	男性	50	昭和9年2月	昭和15年12月	妻死亡。養女（妹の実子）行方不明。	元呉服大物行商。震災により家屋全焼。震災後も呉服大物行商を継続するが妻が病死、その後商売不振となり、妹を頼るが妹も生活逼迫しており扶養困難となる。	老衰	妹が引き取る。
12	男性	61	昭和9年5月	昭和17年1月	内縁の妻は3人いたがそれぞれと離縁後独身、子供無し。妹は生死不明。	煙草行商、肉屋住込、八百屋行商、植木屋手伝、小使住込、おでん行商等転々としたが丹毒となり廃業し全身老衰、行商不可能の為宣伝ビラの配り子をしてきたが月五円の間代が払えず日々の食費にも窮することになった。	視力弱。両下肢疼痛。腹痛。	死亡
13	男性	80	昭和10年2月	昭和15年12月	妻行方不明。長女扶養能力無し。	元土工。震災で被害なし。土工で生活していたが病気で廃業、鉛行商などをやるが収入激減し生活困難となる。廃業し、長女宅へ同居するが長女の内縁の夫が放蕩無頼で極貧生活。その上内縁の夫が本人を虐待したため逃げ出し、知人宅に身を寄せた。	老衰・腰痛・左半身不随	死亡
14	男性	69	昭和10年7月	昭和17年2月	妻、子供なし。甥は音信不通。	震災の被害なし。父を幼くして亡くし姉婿（農業）の世話になるも養兄に冷遇されたため農家の手間取り（日雇人夫）をして転々とするが生活難のため上京し空箱仲買業の雑役住込、空箱売買等をして過ごす。その後心臓病のため廃業し入院、退院後も自活しがたく保護出願する。	心臓病	死亡
15	男性	61	昭和10年11月	昭和15年12月	内妻は別居し住込で手伝婦をする（本人の入所後妻も入所する）。甥は扶養能力無し。その他の親族も行方不明などで扶養不可能。	元印刷工。震災で家屋全焼。震災後親戚、知人宅を転々、石版業に失敗、小使い、駄菓子の行商などをやるがうまくいかず知人宅にて雑業をしていたところ神経痛で廃業、知人も極貧のため生活困窮した。	右足若干不自由、左手中指不自由	死亡
16	女性	61	昭和11年10月	昭和17年2月	夫あり。夫も老齢無職にて扶養能力なし。本人と同時に入所。子供なし。	震災により家屋全焼。幼少時父家出のため羊羹屋の養女になるも8歳時養父死亡、養母は雑貨露天商となる。その為10歳で農家子守り住込、鋳物商住込、遊女屋中住込などをして過ごす。23歳時養母病死し八百屋の夫と結婚、その後古物商に転ずる。震災のため家屋全焼し、夫は屠屋となる。その後半身不随になり生活困窮し、姪の嫁ぎ先から仕送りを受けるも姪も実母を引き取って扶養しており、仕送り困難となった。	かすみ眼、頭痛、半身不随	死亡

17	男性	84	昭和11年10月	昭和17年3月	妻と同時入所。子供なし。	兄の商売（新聞雑誌売捌業）を手伝い過ごす。その後書籍商、八百屋をする。その後、古物商となるが震災で全焼、屑屋となる。妻が半身不随のため就業不能、生活困難となり、姪の嫁ぎ先の世話を受けるも姪も仕送り困難となった。	老衰	死亡
18	男性	78	昭和12年3月	昭和17年1月	妻死亡、長男死亡、長男妻子供を伴い他家へ再婚に付長女と生活するも生活困難。	震災の被害なし。材木商に奉公、鉱業所の土木の請負人をし貯金が出来た。老齢の為廃業し、姉を頼り千葉に出て古道具屋を営む。長男、長女は男工、女工として生計を立つ。その後妻死亡。長男死亡、長男妻子供を伴い他家へ再婚に付長女と二人で生活するも借金もでき、生活困難となり、長女は娼妓（4か年契約500円）、本人は居宅救護を受けながら植木屋の手伝等なすも生計の途立たず、申請する。	老衰	死亡
19	男性	88	昭和12年6月	昭和15年8月	妻死亡、長男死亡、次男病気のため生活難で、本人と意見が衝突し扶養不可能。	元は農家の日雇い夫など農業に従事。震災前は水道局の常雇夫となっていたが震災のため解雇される。妻死亡、長男死亡して、その後次男と同居し農家の手伝いをしていたが次男妻死亡、次男も眼病と脳病のため生活困難。本人と意見の衝突があり本人は昼間は家の近くの崖下の穴に住み、夜家に帰る生活を続けていた。近隣村民の同情による援助もあったが、これ以上この生活を継続するのは困難と判断された。	脳溢血	死亡
20	男性	71	昭和13年3月	昭和15年8月	妻あり。妻とともに入所。次男行方不明、長女扶養能力無し。	元荒物屋。その後下駄屋をしていたが震災により家屋全焼。震災後八百屋の帳場など転々、老齢の為辞職後は借家に移転、間貸しをして生活する。長女の夫が病気で失業し、生活困難していたため長女の夫を引き取り、旅館女中の長女から仕送りを受けていたが生活困難のため妻と保護申し出る。	健康	次男が引き取る。
21	男性	81	昭和13年4月	昭和15年12月	内縁の妻死亡。亡内妻の前夫の子供(A子・芸妓屋)は本人の扶養の意志なくまたその妹B子は離婚して女中奉公しており本人を扶養することは不可能。	震災による被害無し。プリキ細工の露店、洋燈の芯の製造販売、蕎麦屋等をして生活する。老齢で廃業後は内縁の妻の先夫の子供宅に同居するがその後不仲となり、別居して雑役仕込みで生活するがその後解雇され、保護出願した。	難聴	死亡
22	女性	72	昭和13年6月	昭和17年2月	夫、子どもなし。(一度目の夫と離婚、二度目の夫とは入籍しないうちに死別)姪、甥など親族も音信普通。	震災のため全焼。元武家出身の父は幼少時戦死、一度目の夫と離婚後は病院で手伝い仕事、二度目の夫と死別後は見習看護婦を経て看護婦となる。老齢で辞職後看護婦会を開設する目的で上京するも震災で全焼。派出看護婦となる。その後病人の付添いや家事手伝等で転々とし、知人宅に世話になっていたが知人も貧困にて生活困難、入所を申請する。	胃腸病、腎臓病、弱視	死亡
23	男性	74	昭和13年6月	昭和15年12月	同じ妻と2度離婚。その後再婚するが離婚。先妻との間に子供2人いるが長女は死亡、次女は現存するも扶養意志なし。さらに他に2人の娘がいるとのことであるがいずれも扶養困難。	織物仲買店に住込奉公、工具、巡査等を経て結婚、温泉料理屋を開業するが放蕩のため破産、その後文書偽造詐欺にて刑務所で服役を経て、新聞社の興信部、事件屋、〇〇紹介の調査部等転々とする。知人を頼ったり、簡易旅館に宿泊するも宿泊料も滞り日々の食事に困り保護出願となる。	右手足麻痺言語不明瞭、脱腸	他園へ転園
24	男性	61	昭和14年3月	昭和17年2月	甥や姪がいる筈だが音信不通	震災の被害なし。菓子屋住込奉公、その後相撲部屋に弟子入り興行で台湾に渡る。その後廃業し同じく台湾で荷場夫、旅館の飯炊き住込等を経て上京し、簡易旅館で生活しながら館行商するも半身不随となり廃業し生活困難となる。	半身不随、左眼失明	死亡
25	女性	74	昭和14年6月	昭和15年12月	夫死亡。子供なし。夫の庶子がいるが音信不通。	幼くして父母を亡くし祖母に育てられるが祖母の前借の為農家に奉公等をして過ごす。兄は日清戦争で戦死。15才で一旦帰宅するも16才で再び祖母の借金の為住込奉公させられそうになり家出。野宿生活、乞食をする。その後、農家の夫と結婚するも祖母が認めなかった為縁切金三十円を渡し祖母と縁を切る。上京し夫は木炭商本人は手伝婦となり生活する。震災で罹災してその後夫が死亡、本人は手伝婦をするも老齢の為廃業。家財を売り食いして辛うじて生活する。	喘息、肺結核	転院
26	女性	66	昭和15年4月	昭和15年12月	夫死亡。子供無し。夫死亡後夫の甥を頼り北海道から上京したが、甥は行方不明。	震災による被害無し。亡夫は小学校教員で夫とともに学校に住み込み各地を転々としたが夫が老齢の為小学校を解雇され、北海道の夫の兄宅へ同居。その後夫が死亡。夫の甥の養蚕教師を頼って上京するも甥は行方不明。手伝婦となり都内を転々と住み込みで働くも薄気のため失職。生活困難となる。	心臓疾患、視力薄弱	死亡
27	女性	63	昭和15年7月	昭和15年12月	夫死亡。子供無し。	蕎麦屋、機屋に奉公後、吉原の娼妓となる。年期が明けて昆布問屋の女工、その他住込奉公を経て結婚し硝子内職をした。震災の被害は無く、その後本人は手足不自由、言語不明瞭となり、夫は病死。家財の売り食いでのぐが転倒により手足を痛め不自由となって保護申請する。	手足不自由。言語不明瞭。転倒によりさらに悪化。	死亡
28	女性	60	昭和16年7月	昭和17年2月	1回目は結婚し、2回目は内縁関係をもつみずれも夫と死別。妹は4人いるが扶養は困難。	銀行員と結婚するも死別し実家に戻る。金物商の内縁の妻となり本人は清元の師匠をして過ごす内縁夫も病死したため妹達を頼って同居するも、寮母の死亡により妹A子は素人下宿をするこになり転居、妹B子は夫が死亡し家政婦になり妹C子は、夫の事業が失敗するなどもありいずれも扶養困難となったため保護出願した。	左手不随。頭に拳大の瘤あり。	死亡
29	女性	75	昭和16年12月	昭和17年1月	夫死亡。子供無し。	震災により全焼。元旗本家臣の家柄。父は奉還金で辛うじて生活。本人は十代から住込女中等をして過ごす。館行商の内縁の夫と同棲し本人は通勤女工となるも震災で罹災し本人の勤務先の工場ではしばらく生活。その後バラックを建て転居。夫は館屋、本人は女工として再度生活。その後夫が病死、老齢の為女工を辞職、間借りをして鉛筆内職、靴下工場糸繰り等をして過ごす生活困難で知人の同情と生活扶助で生活するも物価高もあり生活困難。	老衰	死亡

結婚、離婚や内妻の病気などの経過の中で、上記のように幾つもの職業を転々とし、仕送りをうけて生活したが仕送りが途絶え生活が成り立たなくなった状況がわかる。

また、事例 23 は、次のような職歴である。織物仲買店に住み込み奉公、寺に住み込み奉公時駆け落ちするも相手は連れ戻され、その後単身上京、俳優の雇い人、工具、質商店員、巡査など経て結婚、妻の実家で温泉料理屋を開業するが、放蕩のため破産、妻と離縁し運送店住み込みなど経て先妻と再婚、巡査に戻るも賭博にて免職、その後官文変造罪により 3 年刑務所に入る。先妻とは再度離縁し出所後髪結いの入夫になる。その後文書偽造詐欺にて刑務所に 7 年服役を経て新聞社の興信部、事件屋、〇〇紹介の調査部などを転々とする。知人、遠縁を頼ったり簡易旅館に宿泊するも宿泊料も滞納し日々の食事にも困り保護出願となる。

以上のように住み込み奉公→駆け落ち→上京→俳優の雇い人、工具、質商店員、巡査→温泉旅館→巡査→服役→髪結いの入夫→服役→新聞社興信部→事件屋→〇〇紹介調査部→簡易旅館という経過で人生の中で結婚、再婚を繰り返しながら何度も多彩に職業を変えている。この事例は 2 度の服役という点で特異ではあるが職を転々とするひとつの特徴的な例である。

複数の職業を転々した例については、表 2 に一覧で具体的に挙げた。

職業の特徴としては農家、子守、小使い、商店、遊郭、女中などの住み込み奉公や、青物、煙草、菓子、飴、豆、呉服などの行商関係、土木や水道、建築などの日雇い人夫などが多い

表 2. 事例の職歴

事例番号・性別	職業
1・男性	大工住み込み奉公、機械入夫、製紙工場、日雇い人夫、富貴豆行商、酒行商、飯焚、鹿の子餅行商、金チャン豆の売り子
2・女性	手伝い婦
3・男性	専職、鉄道会社建築工夫、測量工夫、荒物店、鳶の手伝い、バリカン研業、手伝い夫、掃除その他手伝い、組合事務所番人、駄菓子商、実家手伝い
4・男性	船頭、菓子製造販売業、餅菓子製造販売、羅宇屋
5・男性	刺繍職人、荒物商
6・男性	刀剣商住み込み奉公、餅菓子住み込み奉公、栗餅行商、甘酒行商
7・男性	子守奉公、農業、青物行商、農事手伝い
8・女性	花屋、花壇手入れ
9・男性	質屋、陸軍関係、米相場、旅館帳場住み込み、遊郭住み込み、貸座敷業、演芸紹介業、貸席業
10・男性	鋳職人
11・男性	呉服店住み込み奉公、家事手伝い、呉服太物行商、〇〇学院雑役夫
12・男性	煙草行商、牛肉商住み込み奉公、牛肉店帳場住み込み、八百屋行商、植木屋手伝い、掃除入夫、草除、小使い住み込み、おでん行商、広告配り
13・男性	農業、土工、浄水場公時土工、日雇い人夫、農家住み込み
14・男性	農家住み込み（日雇い）、空箱売業雑役
15・男性	印刷所の職工、印刷所の工務長、石版業、小使い、おでん・駄菓子・みつ豆の行商、雑業
16・女性	子守住み込み、鋳物商住み込み奉公、遊女屋住み込み奉公、女中住み込み奉公、遊郭住み込み奉公
17・男性	新聞雑誌売別業手伝い、料理屋手伝い、書籍商、八百屋、古物商、屑屋
18・男性	養蚕の手伝い入夫、鋳業所土木部、鋳業所土木請負人、古道具屋手伝い、植木屋手伝い
19・男性	子守住み込み、農家の住み込み手伝い、農家の日雇い夫、〇〇水道局の常雇夫
20・男性	荒物屋、下駄屋、八百屋帳場、子使い兼事務員、間貸し
21・男性	鯛燻店住み込み、カンテラ露天商、洋燈の芯製造販売業、煙草屋に住み込み奉公、蕎麦屋、雑役住み込み
22・女性	病院手伝い、見習看護婦、派出看護婦、病人の付き添い、家事手伝い
23・男性	織物仲買店に住み込み奉公、寺に住み込み奉公、俳優の雇い人、工具、質店店員、巡査、温泉旅館、運送店住み込み、新聞社の興信部、事件屋、〇〇紹介の調査部
24・男性	菓子屋住み込み奉公、相撲部屋弟子入り、荷場入夫、旅館の飯炊住み込み、飴行商
25・女性	農家奉公、手伝い婦、木炭商
26・女性	教師の夫と共に学校に住み込み、手伝い婦
27・女性	蕎麦屋、機屋、娼妓、昆布問屋の女工、住み込み奉公、硝子内職
28・女性	元清元の師匠
29・女性	機屋、住み込み女中、通勤女工、蒸し薯の行商

ことである。仕事の内容に一貫性がない事例も多く、その時々を知る人、家族状況などにより手軽に開業出来る仕事や、仕事と住まいが一体的な住み込み形態が多いのが特徴である。珍しい事例としては、相撲部屋に弟子入りし台湾に興行に行っている事例 24 などもある。一方で一定の技術が必要な職人（事例 3,5,10）や看護婦などの専門的な仕事（事例 22）なども見られるが全体的にはいわゆる貧困層における雑業従事という事例が多いのがわかる。

③疾病の影響

③としては疾病が入所の直接的原因になっている者が 29 事例中 18 事例あった。

入所時点の聞き取りにおいて入所の原因として把握された疾病としては神経痛（事例 1,15）、老衰（事例 1,2,4,6,8,12,13,17,25）、リウマチ（事例 7）、腰痛（事例 13）、心臓病（事例 14,26）、半身不随（事例 16,24,28）などがあげられる。

事例の 12 は表 2 にもあるように煙草行商から始まり様々な職を転々としたが、最終的には全身老衰し、丹毒にも罹り、行商が不可能となり、広告配りをしたが間代も滞る状態となり、61 歳で入所となっている。このように高齢になっても働けるうちは働いて生活してきたが、病気になり働けなくなって入所した事例が、多く見られる。ちなみに表 1 の心身状況は入所して退所までの主な疾患である。

④家族問題

④の家族問題としては、複雑な家族関係を背景に、十分な扶養を受けられない状況があった。内縁関係が多く、複数回の結婚、配偶者との死別・離別、扶養していた家族の行方不明や扶養放棄、家族からの虐待など、家族関係が不安定で複雑、家族も貧困で十分な扶養が受けられない事例が殆どであった。

例えば事例 19 は、今日の視点からは、高齢者虐待の疑いがもたれる事例である。震災前は水道工事夫であったが、震災により工事が中断、解雇される。妻と長男が死亡し次男と同居し農家の手伝いをしていたが次男妻が死亡、程なく次男も脳病と眼病に罹り、そのため生活が困窮する。本人は老齢の為充分働けず、本人と次男が衝突するようになる。その後、昼間は家屋の近くの崖下に穴居し、夜間は次男宅に帰るとい生活となる。次男の病気は快癒せず本人は日々のものにも窮して村の居住者の同情により穴居生活を続けたがこれ以上困難となり、保護出願となった。これは貧困、疾病が引き金となり、家族の関係が悪化した事例である。

また事例 21 は老齢で仕事が不可能になった後は内妻の先夫の子供（A 子）を頼って同居する。内妻が存命中はよかったものの、内妻が死亡後は A 子が本人を邪魔扱いするようになり、別居して雑役住み込みで生活するがその後解雇され、内妻の先夫とのもう一人の子供である B 子を頼り同居する。しかし B 子の夫が無収入で B 子が仕事をしている状況、その上 B 子が眼病に罹り働けなくなって、B 子の夫の先妻の子から仕送りを受けるようになり、

方面委員からの救助も受けていたが生活困難となった。なお、B子は夫とその後離婚し、女中奉公に行くこととなった。

このように内縁関係、しかも内妻が死亡後も内妻の先夫の子供を頼るという状況があり、またその先夫の子のA子は本人を邪魔扱い、もう一人のB子は世話をしようとするが夫が働かず、離婚、女中奉公に、という記述があった。事例全体の特徴としても結婚関係では内縁関係が多く、また何度も離縁を繰り返すという事例もあった。扶養関係としては、実の子供でなくても養子、あるいはこの事例のように先夫の子、といった関係でも困れば頼って同居するという点では、親族扶養の意識が現在よりもある面強いといえるのではないだろうか。また頼らざるを得ない状況もあったと思われる。しかし実際はこの事例のように「邪魔扱い」などでその関係も崩壊している例もあった訳である。

また、家族関係の特徴としては幼少年時に親と生き別れたり、あるいは死別したりという事例が比較的多かった。29事例中15事例が両親もしくはどちらか一方と死別、あるいは生き別れていた。

例えば、事例1では幼少時父母に死別し、親戚の農家の養子となるが17歳で家出、単身上京している。また、事例4では、〇〇藩の御用商人の家に生まれ、幼少時は相当な生活をしてしたが、5歳時に父が死亡、母が手伝い婦となり辛うじて生活をするようになる。14歳時〇〇氏の養子となり、16歳時母病死。という経過であり、裕福な生活が父の死によって大きく変化し、自らも養子にいくことになる。

さらに、事例16では、もともと裕福ではなかったが4歳時父が家出したため本人は羊羹屋の養女となり、本人の兄は住み込み奉公となる。しかし養父も8歳時に死亡し、養母が雑貨露天商として辛うじて生活を支えていくことになる。

このように、親と別れてから、養子に行く事例も幾つかみられる。いずれにしても親と幼少年時に別れることで経済的、家庭的基盤を失い、それがその後の人生において様々な影響を及ぼしているといえる。

昭和6年の浴風園横浜分園における「入園者の幼少年期に関する事件調査」においても「實父母を失ふことは幼少年者にとつて最大の不幸であることはいうまでもない」⁽⁷⁾として、入園者の幼少年期の生活状況から「老齡窮民の由って來たる所以を知るため」⁽⁸⁾に浴風園横浜分園の入園者の調査を行っている。その中でも横浜分園120名中70名が20歳未満で両親或いはその片方を失っており、それは全体の約58%に上るといふ。

幼少年期に親と別れ、家庭的基盤を失ったことで仕事や結婚などその後の生活にも影響が及び、老年期に生活困窮する事例も紹介されている。

3. 考察

(1) 入所者の背景と生活困窮の要因

入所者記録から入所の背景をみてきた。そこでは震災、家族の離散、疾病、失業など様々な要因があることが推測できた。また、ひとつの要因で貧窮に至るのではなく、人生の経過の中で、それらの要因が複雑に関連しあって結果として生活が立ちゆかなくなっている状況がみてとれた。雑業を中心に、老齢になっても働かなければその日の生活が出来ない厳しい状況にある事例が多かった。

例えば事例4では、船頭、菓子製造販売で事業失敗、餅菓子製造販売をするも生活難のため羅宇屋となって知人同業者宅を転々とする。不況のあおりで収入減のため、生活困窮といったように75歳で浴風園に入園する直前まで働いている。老齢でも働かなければその日が暮らせない状況であることが推測出来た。

(2) 処遇における入所者情報の重要性

浴風園では生い立ちから入所に至るまでの詳細な聞き取り調査をしていたため、本稿においても、入所者の背景を具体的に分析することが出来た。これらの記録は、入所後も、保護経過記録に引き継がれ、具体的な処遇が記録されている事例も多く残っている。

29事例においても、その高齢者の生い立ちから入所申し込み時点までの家族、住まい、仕事、友人、知人関係、疾病などが網羅されている。

今日、高齢者福祉分野において、アセスメント、ケアプラン、モニタリングといった一連の援助の中で記録とその利用者情報の収集の重要性が指摘されているところである。しかしながら浴風園において昭和初期に記録の形態がしっかりと位置づけられ、ひとつのスタイルが出来ていたことは画期的であると思われる。

これに関しては、昭和2年から昭和14年まで浴風園に勤務した内務省社会局嘱託小澤一（主事兼保護課長）の影響が推察される。

小澤は、昭和9年に『救護事業指針』を著し、その中で、ケースワークにおける記録、面接調査の重要性について論じている。

事件記録（ケース・レコード）として、世帯表示事項（世帯主氏名、現住所、本籍など）、世帯主及家族の一般状況、住居及近隣状況、家計概況、処置経過の叙述などの内容を詳細に紹介し、ケースワークにおける記録の重要性を論じている⁽⁹⁾。

また、大正14年に雑誌『社会事業』で発表した論文「組織社会事業とその原則—オーガナイズド・チャリティーとケース・メソッドの発達—」の中で、「調査は、目前の困難な状態の後ろにある原因を見出し、さうして家族状態の改善の為に組織的且つ永続的に働くべき基礎を定める為めである。」⁽¹⁰⁾として援助の基礎に調査があり、その目的は問題の原因を見いだすためであると述べている。

このような小澤の調査に関する捉え方が、当時の浴風園の入所者調査にもいかされていたのではないかと推測出来る。

当時病院社会事業において、済生会社会部や聖路加病院社会事業部などでも、記録に関してはきちんとした書式が作られていたということもあり⁽¹¹⁾、浴風園の記録と共に、当時の社会事業において、記録の重要性が認識されつつあったことが推測される。

おわりに

浴風園に保管された詳細な当時の記録をもとに、昭和初期の養老院入所者の入所に至る背景を分析した。それらによれば、震災、家族の離散、疾病等の複雑な要因で生活困窮した高齢者が入所に到っていたことがわかった。入所者記録に関しては、要救護者調書において、非常に詳細な聞き取りを行って入所の可否を検討していた。今日でいうアセスメントとも通ずる内容であり、先駆的な取り組みを当時の浴風園が実践していたと判断出来る。また、これらの記録は、本人の生活歴の聞き取りであり、家族の状況や本人の心身状態など詳細な項目に亘っており、こうした記録に対する姿勢が処遇にも反映されていると推測出来る。

本稿では処遇面での経過記録には触れなかったが今後は、入所者に対する具体的な処遇経過の記述である、保護経過記録をもとに分析をすすめ、養老院入所者の特徴、背景、処遇に関してさらなる研究を深めていきたい。

注

- (1) 高齢者施設処遇史研究会は、2005（平成17）年より、主に戦前期の養老事業に関する研究を実施している。主なメンバーは、小笠原祐次（社会福祉法人多摩同協会）、岡本多喜子（明治学院大学）、中村律子（法政大学）、西田恵子（常磐大学）、中村英三（常磐大学）、鳥羽美香である。なお、浴風園に関する一連の研究は、「養老院・養老施設における処遇（ケア）の特質に関する研究」（平成21～24年度科学研究費補助金（基盤研究B）・岡本多喜子研究代表）の一部である。
- (2) 岡本多喜子「養老院・養老施設における処遇（ケア）の特質に関する研究」（平成21～24年度科学研究費補助金（基盤研究B）・岡本多喜子研究代表）における研究計画より、抜粋。
- (3) 浴風園の概要と設立の経過については、拙著「戦前の養老院における入所者処遇～救護法施行下の実践を中心に～」『文京学院大学人間学部研究紀要』第11巻1号、平成21年を参照されたい。なお、掲載した事例は、高齢者施設処遇史研究会が浴風園より収集した入所者記録の中から纏めたものである。
- (4) 中村律子「戦前の養老院の社会的意義について」『現代福祉研究』第8号、法政大学現代福祉学部、平成20年、232頁
- (5) 中村律子「前掲論文」、231頁
- (6) 岡本多喜子「浴風園の入所者記録の意義」『明治学院大学 社会学・社会福祉学研究』第131号、平成21年、86頁
- (7) 浴風園横浜分園「入園者の幼少年期に関する事件調査」『浴風園調査研究紀要』第3巻、財団法人

浴風会, 昭和 6 年, 54 頁

⁽⁸⁾ 浴風園横浜分園「前掲論文」, 48 頁

⁽⁹⁾ 小澤一『救護事業指針 救貧の理論と実際』巖松堂書店, 昭和 9 年, 110～111 頁

⁽¹⁰⁾ 小澤一「組織社会事業とその原則—オーガナイズド・チャリティーとケース・メソッドの発達—」『社会事業』第 9 巻第 1 号, 大正 14 年, 10 頁

⁽¹¹⁾ 小澤一『前掲書』, 246～249 頁

附記：本論文は日本社会福祉学会第 57 回全国大会（平成 21 年 10 月 10 日～11 日）の報告「戦前期浴風園史研究—浴風園における保護経過記録の意義—」を大幅に加筆・修正したものである。

（2010.10.6 受稿, 2010.11.9 受理）

